

シンボジウム◎エスニック・マイノリティの「教育」から日本の「学校」を考える

# 戦前・戦後日本における民族教育・民族学校と「国民教育」

水野直樹・京都大学人文科学研究所教授

## 一 はじめに

ただいまご紹介いただきました水野です。今日のこのシンボジウムは教育の問題をテーマとしていますが、私は教育問題を専門としているわけではありません。こちらの総合文化研究所の所長ユ・ヒョジョンさんとは同じような研究をしており、前から親しくさせていただいている関係から、ユさんの依頼でお話をさせていただくことになりました。

ただ、それだけではなくて、先ほど司会からもお話がありましたけれど、日本にありません外国入学校、特に朝鮮学校の卒業生・出身者が、これまでは国立大学の受験資格を認められない、朝鮮学校の卒業というだけでは受験できないという問題に關わってきました。大検を通ればもちろん受けることができたのですけれども、そうでなければ受験を認められないという状況があったわけです。その問題をめぐって、今年春、文部科学省が出した方針に対して差別的なものであるという批判が起

りました。私自身も国立大学に勤めておりますので、以前からこの問題について関心を持ち、私の立場からできることをやってきました。

まだ最終的に決着がついたというわけではないのですが、来年の春からインターナショナル・スクール、特に欧米系のインターナショナル・スクールについては、その学校を出れば国立大学の受験を認める。つまり個人単位ではなく学校単位で認めるということになりました。朝鮮学校やブラジル人学校については、それぞれの卒業生個人がどのような教育を受けてきたのかということを審査した上で、国立大学の受験を認めるという形になりました(追記参照)。ですから、欧米系のインターナショナル・スクールと朝鮮学校・ブラジル人学校では差別的な扱いが残ることになりましたけれども、とりあえずこれまでの状況からは一歩前進をしたと私は評価したいと思っています。

そういう活動にも関わってききましたので、今年は日本にある



外国人学校の問題  
について話をする  
機会が何度あり  
ました。私の専門  
は朝鮮近代史で  
すので、自分自身  
の研究とも関連づ  
けながら話をする  
ということは何度

かしてまいりました。

今日の話も、歴史の研究者の立場から、日本に住んでいる朝鮮人の民族教育、あるいは朝鮮学校などがどのような歴史を歩んできたのかという問題、そのような民族教育・民族学校に対して日本政府あるいは自治体がいかなる政策をとってきたのかという問題、それらを考えてみます。

その中から、先ほど司会からも少し説明がありましたけれども、エスニック・マイノリティ、民族的少数者としての在日朝鮮人の教育の問題を、日本の教育とどのように関連づけて考えればいいのかということ、少し私なりに考えてみました。あまり時間はありませんけれども、ポイントを絞って話したいと思っております。戦前と戦後の両方の時期にまたがって在日朝鮮人の民族教育の問題を振り返りながら、それと合わせて、日本の教育制度と国民教育という問題についても少し考えてみたいと思っております。私自身もまだきちんと整理できておりま

せんで、話がうまくいくかどうか自信がありませんが、そういう問題を考えてみたいと思います。

## 二 「国籍」 = 「国民」 = 「教育」？

まず最初に、「国民教育」という言葉をどのように規定するの  
かということですが、これはいろいろな意見があるだろうと思  
います。そもそも「国民」というのは何なのか。日本国籍を持  
つていれば日本国民であるというのが、恐らく普通の考えであ  
ろうと思います。しかし、歴史的にさかのぼってみますと、必  
ずしもそうではありません。

戦前、日本が朝鮮半島を植民地として支配していた時期には、  
朝鮮人も、あるいは台湾人も、日本の領土に住む住民となっ  
ていましたから、当時の言葉でいうと「大日本帝国臣民」とされ  
ていました。

朝鮮人も台湾人も国籍は日本だということになっていたの  
ですが、実は戦前の日本の国籍法は、台湾には施行されてお  
りませんが、朝鮮に対しては適用されていませんでした。だから  
といって、朝鮮人は日本国籍でなかったかという点、必ずしも  
そうではないのですけれども、国籍というレベルで考えても、戦  
前はいろいろなケースがあったのです。

参政権も同じで、国籍があれば参政権があるというのが普通  
の考えですけれども、戦前についていいますと、朝鮮に住む人  
たち、あるいは台湾に住む人たちは、参政権はなかったわけ  
です。選挙法がその地域に施行されていない、適用されていな

ということが法律上の理由になってはいるのですけれども、国民としての権利の中で大きな位置を占めるはずの参政権というものが認められていなかった。そういう問題があります。

それから、兵役の義務、男は兵隊に行かなければならないという義務が明治憲法には規定されていました。今はもちろんありませんが、戦前は男であれば兵役の義務があった。しかし、朝鮮人や台湾人に対して徴兵制度が適用されたのは戦争末期のことで、それまでは兵役の義務はありませんでした。

ですから、国民あるいは国籍といっても、それに付随して参政権とか兵役というものがくっついてくるというように考えるのは、実は必ずしも常識ではないわけです。

税金は、日本に住んでいれば、国籍には関係なく税金を納めねばならないことになっていきますね。これは法律上どのように説明されているのかよく知りませんが、納税義務は国籍に関係ありません。憲法に規定されている納税の義務は、必ずしも国民に限られるわけではないのです。

それでは、教育はどうなのか。「国籍」＝「国民」＝「教育」という等式が成り立つのかというところ、ここにも疑問を出すことができるのではないかと私は考えております。それを少し歴史的に振り返ってみたいと思います。

### 三 戦前日本の「国際化」と民族教育

まず最初に、先ほど申しましたけれども、戦前は朝鮮人も台湾人も「帝国臣民」でありました。ここで問題にしたいのは、

そういう人たちが日本に移ってきた場合に教育はどうなっていたのかという問題であります。戦前も非常に多くの人たちが日本に渡ってきていました。最近、日本に外国人が増えて、いろいろな問題が起こっているということはご承知のとおりであります。日本社会が国際化の時代を迎えているということは、もう耳にタコができるぐらい聞いておられると思うのですが、実は戦前にもそういう時代があったわけです。

現在日本に住んでいて外国人登録をしている人の数は、この後の児島さんの資料に、外国人登録者数が全国で一八五万人、総人口の一・四五％と記されています(二〇〇二年末時点)。

その数字と、私の資料にある「在日朝鮮人・韓国人処遇の変遷」(一四ページ)とを比べてください。この表は私がつくったものですが、その一番上の欄、「背景など」と書いてある欄に、在日朝鮮人の数をだいたい一〇年ごとにあげています。戦前は朝鮮籍、戦後は朝鮮籍・韓国籍ということになりますが、合わせての数です。

戦前はどうなっているかというと、一九三〇年に四二万人、一九四〇年には一二四万人、そして日本の敗戦の年である一九四五年には、正確な統計はないのですけれども、推計で二二〇万人とされておりまして、ですから、一九四五年の時点では現在の外国人登録者数よりも多いわけです。

それから、人口に占める比率でいいますと、一九四五年の日本の人口は七千万人ちょっとでしたから、総人口の三％ほどを占めていたことになりました。現在の外国人登録者は、先ほども

47	45	45	42	40	38	38	37	34	30	23	20	20	19	10	09	背景など（在住者数） （七九〇人）
五二九、九〇七人	約二〇万人	放	徴兵制実施決定 日本敗戦・朝鮮解放	創氏改名 一、二四一、一七八人	志願兵制実施	朝鮮教育令改正	皇国臣民の誓詞	「朝鮮人移住対策要目」閣議決定	四一八、九八九人	関東大震災	産米増殖計画	在住者四〇、七五五人	三二運動	韓国併合 土地調査事業		
	45		44	42	39					29	25	23	19	18	13	渡航
	大量帰国		徴用開始	官斡旋による労働員	「強制連行」開始					渡航禁止措置（一四）	渡航阻止実施	渡航証明書・帰鮮証明書制度	旅行証明書制度	労働者募集取締規則	労働者募集を許可制に	
47	46		43										16	16	09	登録・取締り
外国人登録令	帰国者登録		寄留・戸籍整備		協和会手帳 寄留届の奨励							警察による戸口簿	要視察朝鮮人視察内規	警察による名簿作成 戸籍移動の禁止（法務局長回答）		韓国「民籍法」
45	12		45	44		32	30			29	25	20		18		法的権利
選挙権停止			4・4（朝鮮に選挙法適用）	処遇改善案閣議決定		朴春琴衆院当選	ハンゲル投票を認める			選挙権者の拡大 地方議会選挙に朝鮮人立候補		選挙権の確認		公民権否認の内務省通牒		
					39	36				24	21					同化政策
					中央協和会	各府県に協和会				相愛会 大阪内鮮協和会 など						
48				41		35										教育
阪神教育闘争	各地に国語講習所、朝鮮人学校			国民学校への入学「義務化」		民族教育弾圧						民族教育機関生れる				
46	45					35	30			27	25		19	12		運動
朝鮮居留民団	盟 在日本朝鮮人連					「民衆時報」など発行	在日労総解消			在日労総結成 新幹会支会			留学生二八宣言	東京朝鮮人留学生学友会結成		

00 特別永住五二万人(外 登一六九万人)	92 90 六八七、九四〇人 「特別永住」資格	81 80 六六四、五三六人 難民認定法など	73 70 六一四、二〇二人 金大中拉致事件	65 60 日韓基本条約 五八二、二五七人	53 52 講和条約発効 五五六、〇八四人	
	90 入管法改正			65 北朝鮮渡航・再 入国の許可	51 出入国管理令 59 北への帰国事 業開始	
	93 外国人登録法改 正(指紋廃止)	88 85 80 指紋押捺拒否 運動 国籍法改正 外国人登録法改 正(指紋一回)		69 出入国管理法 (未成立)	52 日本国籍喪失 外国人登録法	
	96 93 川崎市が地方公 務員の国籍条項 廃止 望決議	82 国民年金加入	77 74 判 日立就職差別裁 司法修習生採用		53 援護法・恩給法など に「国籍条項」 公務就任権否定 (法制局見解)	
	99 外国人学校卒業 者の国立大受験 資格緩和			67 67 66 各種学校認可否 定(文部次官通 達) 72 外国人学校 法案(廃案) 67 朝鮮大学校認可 問題	55 53 都立朝鮮人学校 廃止 (文部省局長通 達) 各地に朝鮮学校設立	49 朝鮮人学校閉鎖
			74 民間連		55 朝鮮総連	49 朝連など解散

いいましたように日本の人口の一・五％程度です。ですから、比率からいいますと戦前のほうがずっと高いのです。戦前と言つても、戦争の時期ですけれども、居住人口からいって現在以上に日本社会は「国際化」していったことができるわけです。

ただし、問題は、二〇〇万人を超える在日朝鮮人は、すべて日本国籍を持つ「帝国臣民」であるとされてきたことです。ですから、当時の日本人は、朝鮮人であるということとはもちろん認識していても、外国人であると考えていたかどうかとなると、ちよつと疑問の余地があります。

今のような国際化とはもちろん違いますが、日本社会の中にエスニック・マイノリティがこれだけの比率で存在していたという状況が、戦前に既に生まれてきたわけです。このことを我々はあまり意識していないと思うのですけれども、これはやはりきちんと押さえておかなければならないと思います。そうであれば、当然そういう人たちの教育が問題となります。少しその状況を見ておきたいと思ひます。

(一) 在日朝鮮人子弟の就学状況

韓国併合の直後は、朝鮮半島から渡ってくる人たちは出稼ぎで、だいたい男性が一人で渡つてきて、二、三年働いて、また帰るという形式であつたわけですが、次第に定住化といひますか、日本社会に住むようになっていった。

そうなると家族を呼び寄せる。あるいは、日本で結婚する。

そして子どもを生育するということになりました。大体一九三〇年代にそういうふうになつて定住化し、そして家族という形態で日本で生活するということになっていきます。

そうなりますと、当然子どもの教育ということが大きな問題になってくるわけです。それ以前の一九二〇年代にも少し問題になっておりましたけれども、教育問題が大きくなるのは一九三〇年代と考えてもいいと思ひます。

日本「内地」に住む朝鮮人児童の就学率を、一九三五年の各都市の調査にもとづいて、書き出しておきました。「内地」といふのは当時の法的な言葉で、植民地などを「外地」というのに対して日本本国を「内地」と言つていました。

「内地」在日朝鮮人児童の就学率（一九三五年）

横浜市 学齢児童中就学八六・六％（男九二・四％、女七

九・六％）

東京市 学齢児童一四五一名、うち就学者六六二名 四

五・六％

男七八七名 うち就学三八七名 四九・一％

女六六四名 うち就学二七五名 四一・四％

神戸市 世帯主を除く家族員一万二五〇四名のうち就学者

比率二四・〇％

七歳以下を除くと三七・七％（未就学・不就

学六二・三％）

京都市 七歳以上一七歳までの児童のうち不就学者四四・



三%

男二八・四%、女六二・二%が不就学

一番目の横浜市が、学齡兒童中八六・六%となつています。この数字は本当にそうなのか、疑問がありますが、横浜市についてはかなり高い数字が出ております。東京市の場合は四五・六%という就学率です。それから、神戸市は二四%ですから、四人に一人しか学校に通つていない。京都市の場合は五五・七%です。三〇年代半ばでほしい半分程度と考えていいのはいかがでしょうか。

なぜ半分程度しか就学していかないのか、いろいろ理由が考えられるのですけれども、日本に住む朝鮮人の子どもに対しては義務教育が適用されていなかったようなんです。法的には日本国籍を持つてゐるわけですから、義務教育と考えてもいいのですけれども、現実的には就学通知の類が届いていなかったわけです。

それでは、学校に通つていない子どもたちはどうしていたのかといえますと、もちろんある程度の年齢になると働き始めたでしょうけれど、働いていない場合でも学校やその他の教育機関にまったく行かない子どもがたくさんいました。

しかし、朝鮮人がたくさん住む地域では、ソダン（書堂）という、日本でいうと寺子屋のようなものがつくられて、何人かの子どもたちを集めて、おじいさんが読み書きを教えるというふうなことが行われておりました。

しかし、それだけではやはり十分ではなくて、三〇年代になりますと、朝鮮人がたくさん住んでいる都市部などに夜学がつけられていきます。昼働いて、夜学という子どももいたわけですね。昼は日本の学校に通つて、夜には朝鮮人の夜学に行くという子どももいたと思われます。そういう書堂や夜学がどのくらいあったのかは、資料的にまとまつたものがないため、明らかではありません。あちこちにそういうものがあつたということは書かれてはいるんですが、きちんとわかるものがほとんどありません。ここでは割合詳しくわかる愛知県の例を挙げておきます。

#### (一) 朝鮮人の自主的民族教育

警察の資料によれば、一九三五年の時点で愛知県には朝鮮人の学齡兒童が八、七六六名あり、そのうち一、〇四一名が朝鮮人経営の簡易教育施設つまり夜学に通つてゐるとされてゐます。そのうちの二つは私立学校令によつて認可されてゐるものですが、それ以外に夜学が一八カ所あつたということです（内務省警保局『昭和十年中に於ける社会運動の状況』一五七〇頁）。さらに別の資料には、次のように記されてゐます。

#### 一、愛知県の朝鮮人経営夜学等教育施設の実情

(一九三五年六月末現在)

(2) 生徒数 私立学校令による学校

一五八名

其他の夜学等

八八四名

- (3) 生徒中現に小学校に就学し居るもの 二六九名
- (4) 小学校に就学せざるもの 七七三名
- (6) 教授の状況

イ 科目

朝鮮語、国語、算術、作文、其他教科目を

教授するもの

一三名

朝鮮語のみを教授するもの

六名

ロ 教科書

国定教科書に依るもの

(<sup>ハルビン</sup>鮮語に就いては普通学校用)

一四名

国定教科書に拠らざるもの

五名

ハ 教師

小学校又は普通学校訓導たるもの

資格を有するもの

二名

同上の資格を有せざるもの

二〇名

『特高月報』昭和一〇年九月分)

こちらの資料では、朝鮮人経営の教育施設に通う子どもは日本の学校に通う子ども四倍もいることになりました。科目を見ると、どの夜学でも朝鮮語が教えられていたこと、多くは国定教科書(朝鮮語の場合は朝鮮總督府発行の教科書でしょう)を使用していました。そうでないところも多かったこと、教師はほとんど資格を持っていないかったことなどがわかります。

このような朝鮮人経営の教育施設の名称や経営主体について

は、朝鮮で出ていた『東亜日報』に掲載された大きな囲み記事から推測することができます。記事から主要部分を抜き出したのが次の資料です。学校の名前、設立の時期、生徒数などが、部分的ですけれどもわかります。

名古屋における朝鮮人教育機関(一九三五年)一六カ所

- 普及学院(一九三三年設立、中区東光町、権島協成会の後援、院長教師計五名、青年部四〇名/朝鮮語・読方・社会学・政治学・法律学・地理・理科・衛生・算術・作文・経済学、少年部六〇名/朝鮮語・読方・算術・漢文・習字・作文)
- 普通学校夜学
- 文化普及会夜学
- 新城学院(南区瑞穂町、院長教師計六名、六〇名、専常学部/修身・読方・朝鮮語・算術・習字・珠算、成年学部/修身・国文学・朝鮮文学・算術・珠算・法律経済講習・成年修身講座)
- 普明学院(一九三五年設立、南区八熊町、院長教員計四名、男八〇名、女三五名、修身・朝鮮語・読方・算術・一般常識)
- 中部労働組合夜学
- カトリック夜学
- 輝明夜学
- 善倫会夜学



- 進正会夜学
- 日光夜学
- 築港相愛会夜学（南区築港、院長教師計二人、八五名、朝鮮語・算術・読方）
- 相愛会本部夜学
- 基督教夜学
- 名友夜学
- 一心夜学

『東亞日報』一九三五年八月二四日

これを見ますと、何を教えていたのかというところで共通するのは朝鮮語です。「読方」というのは、たぶん日本語のことでしょう。日本語の読み書きを教えながら、朝鮮語を教える。そういう夜学が存在していました。

それらの夜学がどういう形で経営されていたのかというと、いくつかは名称から推測することができます。一つは、朝鮮人の労働組合とか、あるいは社会運動にかかわる団体がつくったものです。「中部労働組合夜学」という名称があります。

その横に「カトリック夜学」、そこから七つほど左には「基督教夜学」というのがありますから、キリスト教系の団体が経営していた夜学であることがわかります。

「基督教夜学」の右には「相愛会本部夜学」「築港相愛会夜学」というのがあります。相愛会というのは、親日派、つまり日本の政府当局に協力的な朝鮮人が集まってつくっていた団体で、

そういう親日団体が経営している夜学もあったことがわかります。

そのほかは、朝鮮人の親睦団体あるいは相互扶助団体が経営するものが半分以上を占めていたと考えられます。

生徒の数は、平均で五五名程度ですが、多いところでは八五名とか一〇〇名くらいになります。最初の「普及学院」が青年部と少年部を合わせて一〇〇名、五番目の「普明学院」男女合計一一五名ということになります。このどちらかが「私立学校令による学校」であったと思われる。

名古屋市内に一六カ所というのは非常に多いですね。名古屋は特に多かったのかもしれませんが、夜学という形で自主的な民族教育が行われていたことを確認することができます。

現在、日本各地に朝鮮学校、あるいは韓国学校もあるわけですが、それでも、そういう民族教育機関は、日本の戦後に始まったと考えられているのですけれども、実は戦前から自主的な民族教育機関が存在していたということを忘れてはならないと思います。それはある意味で必然的な要求であったわけです。

日本で子どもが生まれ育っていく、もちろん家の外に出れば日本語の世界であったかもしれませんが、家の中では朝鮮語を使う、そういう時代でしたから、朝鮮語の読み書きといふもの、民族的な言葉、あるいは文化を子どもたちに学ばせたいという要求があつて、戦前の非常に厳しい時代ですけれども、こういうように民族教育がなされていたということは忘れてはならないと思います。

(三) 民族教育に対する弾圧

ところが、このような民族教育が始まってすぐに、日本当局、特に警察が取り締まりを始めるわけです。警察の資料は「朝鮮人簡易教育取締」として、次のように記しています。

「之等は自己又は団体の勢力の伸張策として経営するもの多く、其の動機に於て不純なるのみならず、教師等にして民族的色彩相当濃厚なるものあり、従つて此の種教育施設を放認する時は在名朝鮮人の指導並教化上其の弊害相当顯著なるものあるに鑑み、県当局に於ては将来此の種施設を全廃せしむる方針の下に、学齡兒童は小学校、其の他は公立青年学校等に就学斡旋する等、銳意之が指導並取締中なるが、今其の状況を述べれば左の如し。

記

(一) 取締並指導方針

- (1) 学齡兒童は原則として小学校に就学せしむること。
- (2) 朝鮮人の経営する教育施設は成るべく認めざること。
- (3) 朝鮮語の教育は絶対行はしめざること。
- (4) 密集地方には幼稚園、託児所等を設置し、又は既存施設の利用を奨励し、国民教育の準備訓練を為さしむること。
- (5) 昼間小学校に通学せしむること。
- (6) 国語に通ぜざる者に付ては適切な施設を講ずること。

(二) 取締並指導状況(略)

〔昭和十年中に於ける社会運動の状況』一五七〇頁〕

朝鮮人の教育施設は民族的色彩が濃厚で、「朝鮮人の指導並びに教化上その弊害が顯著」であるから、これらを「全廃せしむる方針」の下に、取り締まりを行っているということです。

具体的方針として、学齡兒童は小学校に就学させると同時に、朝鮮人の経営する教育施設は認めないこと、特に朝鮮語の教育は絶対禁止するとしています。

実際に、新聞記事などからわかることですが、一九三六年春頃には、名古屋にあった朝鮮人経営の教育機関はすべて禁止され、そこに通っていた子どもたちは日本の学校に通えということになりました。

民族教育の抑圧はほぼ同じ時期、大阪・京都などでもなされたことがわかっていきます、日本全体でなされたと考えられます。それは何にもとづいていたのかというと、一九三四年一月に日本政府が閣議で決定した「朝鮮人移住対策要目」だといつて間違いないでしょう。この閣議決定は秘密になされたもので、当時は公表されませんでした。

一九三四年一月三日閣議決定「朝鮮人移住対策要目」

- 一、朝鮮人ニ於テ朝鮮人ヲ安住セシムル措置ヲ講ズルコト
- 二、朝鮮人ヲ滿洲及北鮮ニ移住セシムル措置ヲ講ズルコト
- 三、朝鮮人ノ内地移住ヲ一層減少スルコト

四、内地ニ於ケル朝鮮人ノ指導向上及其ノ内地融和ヲ図ルコト

(一) 朝鮮保護団体ノ統一強化ヲ図ルト共ニ其ノ指導奨励

監督ノ方法ヲ講ズルコト

(二) 朝鮮人密集地帯ノ保安衛生其ノ他生活状態ノ改善向上ヲ図ルコト

(三) 朝鮮人ヲ指導教化シテ内地ニ同化セシムルコト

この閣議決定の目的は何かというと、朝鮮半島から日本にほとんど人が渡ってきて、日本で失業問題が悪化している、世界恐慌からまだ完全には立ち直っていない時期で、日本の中でも失業問題が深刻なのに、その上、朝鮮半島から毎年何万人もの人が渡ってくるのは、困るといっわけです。そのための対策として閣議決定が行われます。

項目だけを抜き出しておいたのですが、朝鮮人が日本に渡ってくるのをとめるためには、朝鮮内で生活が安定するようにしなければなりません。それから、満州に移住させるということです。その二年前に満洲国という日本の傀儡国家がつくられ、既に日本人の満州移民が始まっています。それと同じように朝鮮人も満州に移住させて、日本にはやっつけないようにするということです。

その上で、既に日本にやっつてきて住んでいる朝鮮人はどうするのかということが四番目の項目に挙げられておりまして、「朝鮮人ノ指導向上及其ノ内地融和ヲ図ルコト」となっており

ます。「内地融和」とはどういうことかということ、「朝鮮人ヲ指導教化シテ内地ニ同化セシムルコト」と書いてあります。同化する、日本人化するということです。生活様式、言葉、文化、あらゆる面で日本人化してしまうのだけれど、このときの閣議決定で挙げられたわけです。

それに基づいて、朝鮮人が自主的に行っている民族教育を、警察が厳しく取り締まるということになり、一九三五、三六年あたりで民族教育が禁止されて、ほぼなくなってしまふ結果になったわけです。

ですから、戦前の民族教育は数年、長くても一〇年ほどしか続かなかつたわけですが、既に戦前にそういう歴史があったことを忘れてはならないと私は思っております。それに対する抑圧の口実が、朝鮮人も日本国民である、日本国籍を持っている「帝国臣民」である、だから日本の「国民教育」を受けろ、というものであります。民族的な、エスニックな教育というものはまかりならぬということです。先ほども言いましたけれども、戦前、既にエスニック・マイノリティの存在というものがあんなら、教育の場面ではエスニックな存在を消し去っていく政策がとられることになったわけです。

#### 四 占領期日本における民族学校

戦前の歴史について長く話してしまいましたが、問題は戦後、民族教育とそれに対する政策がどうなったのかということです。戦後の問題を考える際に押さえておかなければならないのは、

一九四五年からサンフランシスコ講和条約の発効する一九五二年までの期間、朝鮮人や台湾人は日本国籍を維持しているというのが日本政府の姿勢であったということです。日本が植民地として支配していた朝鮮半島や台湾については領土としての帰属問題が講和条約によって決着するまでは、その住民もそれまでの日本国籍を離れることはない、というのが政府の解釈でした。

この点はよく知られていることだと思つてはくれども、それが教育の問題にどのように反映したのかという問題があります。実は一九五二年まで、日本国籍を持つていたという解釈と、その反対に外国人であるという解釈の二通りを日本政府は使い分けることによって、朝鮮人の民族教育を抑圧したといつてもいいわけです。

どういふことかといえますと、日本の敗戦後の民族学校の歴史を見ていかなければならないのですが、このところはごく簡単に、最低限のことだけ申し上げますと、一九四五年八月一五日に日本が敗戦を迎えると同時に、多くの朝鮮人は故郷に帰ることになったわけです。その時点で二二〇万人の人たちがいたわけですけれども、一年後には三分の二が朝鮮に帰りました。残った人たちが六〇万人から七〇万人といわれています。帰国に際しての問題なんですけれども、子どもたちは日本の学校に通わされていたわけですから、朝鮮語を知らない。家の中で話していたでしょうけれども、読み書きができない。朝鮮語で話ができない子どもたちもたくさんいたでしょう。それ

で急遽、国語講習所というものを各地に設けて、子どもたちに朝鮮語を教えるという教育が始まりました。日本の敗戦直後、一九四五年九月ぐらいいちからあちこちに国語講習所がつくられていったといわれています。

翌年になりますと、それが学校として次第に形づくられていくことになります。名称はいろいろありますけれども、朝鮮学校あるいは朝鮮人学校を整備する中心になったのは在日本朝鮮人連盟（朝連）という団体でした。カリキュラム、教科書づくり、教員の研修など、いろいろな面で朝連が努力を払つたわけです。

一九四七年の時点で朝鮮人学校が日本全国に五〇〇校あったといわれます。現在の朝鮮学校は小中高合わせて九〇校ほどですけれども、当時はその六倍ほどあったわけです。それらの学校に通う生徒の数は四万人から五万人といわれています。当時の朝鮮人学齢児童はだいたい一〇万人程度と推定されていますから、そのうちの半分ほどが朝鮮人学校に通うという状況だったわけです。

現在は何のぐらいの割合で朝鮮学校に通っているのかわかりませんが、到底半分には及ばないでしょう。ですから、日本の敗戦直後の民族教育は非常に活発に行われていたといっているわけです。

しかし、それは日本政府にとっては非常に目障りなものでありました。なぜ目障りだったのか。本音のところをいいますと、戦前と同じ発想だったと私は思います。日本の中で朝鮮人独自

の教育をやってもらうては困るということだと思っております。そのような発想から、一九四八年一月に文部省の通達が出ます。

文部省学校教育長通達「朝鮮人設立学校の取扱いについて」

(一九四八年一月二四日)

一、現在日本に在留する朝鮮人は、昭和二十一年十一月二十日付総司令部発表により日本の法令に服しなければならない。従つて朝鮮人子弟であっても、学齢に該当する者は、日本人同様、市長村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない。

また私立の小学校又は中学校の設置は、学校教育法の定めるところによつて、都道府県監督庁(知事)の認可を受けなければならない。

学齢児童又は学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない。

私立の小学校及び中学校には、教育基本法第八条(政治教育)のみならず設置廃止、教科書、教科内容等については、学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関する規定が適用される。なお、朝鮮語等の教育を課外に行ふことは差支えない。

日本に在住する朝鮮人は、日本の法令に服さなければならないということがまず書かれています。ここでは日本国籍を持つ

ているということは書いていませんが、それを前提としているわけです。例えば連合国の人たちは、日本にいても別に日本の法令に服していたわけではありません。アメリカの軍人も民間人も、日本の法律とは関係ないわけです。刑法犯罪とかになると民間人は関わりが出るでしょうけれども、日本の法律によつて取り締まられることはほとんどない状態でした。しかし、朝鮮人は日本の法令に服さなければならないとされました。それはGHQの指示によるものでした。確かに犯罪を取り締まる法律であれば、そうであってもいいかもしれませんが、教育に関わる法律まで朝鮮人に適用するという解釈は、大きな問題があつたといわざるを得ません。

「朝鮮人子弟であっても、学齢に該当する者は、日本人同様、市長村立又は私立の小学校または中学校に就学させなければならない」ということは、戦前と同じように日本の学校に通えないことです。

それから、「学齢児童又は学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない」としております。当時各種学校として認められていた朝鮮人学校はほとんどありませんでした。学校として運営していくためには最低限各種学校でなければならぬわけが、朝鮮人の学齢児童を教育するような朝鮮人学校は、各種学校としても認めてはならないという通達を出しているわけです。ですから、朝鮮人の子どもは日本の学校に通え、独自の学校は認めないという日本政府の姿勢を読み取ることができると思います。



そうなりますと、五〇〇校ほどあつた朝鮮人学校の側は当然反発をします。学校の存続を守るための運動が大きくなります。四八年春に、日本各地で日本政府の方針に反対して、民族教育を守れという運動が起こります。最も激しく運動が展開されたのが兵庫県と大阪府でしたから、阪神教育闘争と呼ばれる運動が活発に展開されることになりました。

反対運動が非常に活発だったために、日本政府はいったんこの方針を取り下げます。そして、朝鮮人学校の側もいろいろな基準を満たして、私立学校として申請することで合意します。基準を満たすには時間がかかりますから、しばらく猶予期間を置くということになり、朝鮮人学校はいちおう存続することになりました。

## 五 民族学校に対する抑圧

ところが、その翌年一九四九年になりますと、朝連などの団体を解散させてしまいます。これは明らかに東西冷戦を背景にするものでした。朝連など朝鮮人団体は共産主義の活動をしている、その指導のもとにある学校も共産主義教育をしているという理由で、解散・閉鎖を命じまして、学校を接収しました。学校の土地・建物を没収してしまつたわけです。五〇〇校ほどあつたうち、三〇〇校ほどに対して閉鎖命令が出され、そのうち二〇〇近くの学校の土地・建物の接収が行われました。その財産は結局どうなつたかという点、日本の国庫に入つてしまい、朝鮮人には返還されておりません。

私はこれは非常に大きな問題だと思つています。冷戦が始まつた時期に民族教育を弾圧し、土地・財産まで奪つてしまつたわけです。

そして、ここが実は問題なのですけれども、朝鮮人の自主的な教育機関を閉鎖したわけですから、そこに通つていた子どもたちをどうするのか当然問題になります。五万人ほどの生徒が通つていたわけですが、それらの子どもたちを今度は日本の学校に収容して教育した。一九三〇年代半ばにやつたのと同じことを実行したわけです。日本の学校に収容するについては、日本に住む朝鮮人は日本国籍を持つていたということが前提となつていたと考えられます。もちろんそれは弾圧のための口実なのですが。

日本の学校に収容したとしても、朝鮮人の側の民族教育に対する要求が非常に高いわけですから、それを一切認めないといふこともなかなかできません。そこで特殊な形態として朝鮮人のための公立学校が生まれることになりました。日本の学校の方も、朝鮮人の子どもが大量に入ってくるのを避けたいという気持ちがあつたこともその理由でしょう。東京都には公立の朝鮮人学校が一三校つくられました。大阪にもありました。それらの学校は朝鮮人の生徒だけを集めて教育をしたわけです。もちろん教育委員会の管理のもとに置かれ、日本人教師が派遣されていましたが、朝鮮人の先生も一部残りました。朝鮮語や朝鮮の歴史などの授業も行われるというような形で運営されることになりました。それから、日本の公立学校の中に朝鮮人のた

めの民族学級が置かれたところもあります。京都などがそうです。面白いと思ったら語弊があるかもしれません、今では考えられないようなやり方がなされたわけです。

これはあくまで朝鮮人学校を閉鎖させるための方便に過ぎませんでしたし、このように日本の公立学校に朝鮮人の子どもたちを通わせるようにしたのは、先ほどもいいましたけれども、日本の国籍を持っているという前提があったことを見落としてはならないと思います。

ところが、サンフランシスコ講和条約が発効しますと、今度は手のひらを返したように、日本国籍がなくなった、日本国籍がない子どもたちを日本の学校で教育するのは問題であると言い出して、都立の朝鮮人学校を閉鎖してしまいます。日本の学校の中に置かれていた民族学級もなくなっていきます。これらの措置も日本政府の通達で行われました。

ですから、弾圧するために日本の学校に収容しておきながら、何年かしたら日本国籍がなくなつたから出て行け、ということになる。その経緯を考えてみると、日本国籍を持っているという日本政府の公式見解と、一九五二年以降は日本国籍を喪失したという解釈、この二つの側面を使い分けて、エスニック・マイノリティの教育を否定したといわざるを得ません。

## 六 日本の学校制度と外国人学校

その後、一九五〇年代から朝鮮学校が再建されていって、現在に至っているわけですが、その時期の基本的問題は何かとい

うと、朝鮮学校や他の外国人学校が日本の学校制度の中に位置づけられていないという問題です。

現在、朝鮮学校、それから東京と京都にある韓国学校をはじめとする外国人学校は各種学校とされており（追記2参照）。各種学校として認可されていない外国人学校、特にブラジル人学校もたくさんありますが、それはおくとしても、各種学校というのは、学校教育の制度の中ではきちんと位置づけられた存在とはいえないわけです。日本にある学校は、学校教育法という法律にもとづいて、三種類に分けることができます。正規の学校としての一条校、専修学校、そして各種学校の三種類です。

高校レベルの問題としていいますと、一条校を卒業すれば、自動的に大学を受験する資格が得られます。専修学校についても、一定の基準を満たして入れば、大学の受験資格を得ることができます。各種学校は、ここを卒業しても上の大学に進むことはできないとされています。ですから、一条校、専修学校と各種学校では、その地位が異なっているわけです。

各地の朝鮮学校は、一九五〇年代から各種学校としての認可を得ていったのですが、これに関わる問題が明確になったのは一九六五年、日韓基本条約が締結された年に、日本政府が朝鮮学校に関して出した通達によつてです。各種学校として認めてはならないという立場は、先ほどの一九四八年通達にもあらわれていますけれども、一九六五年一月にあらためてそれを強調する、「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」と



題する文部次官通達を出したわけだ。

そこでは、「朝鮮人として民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとつて、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでない」としています。

これを各種学校の認可権をもっている各都道府県に通達したわけです。これと同じ時期、文部大臣は国会での答弁で、「朝鮮人の子弟に対しまして朝鮮語でもって朝鮮の歴史やその他を中心としまして、朝鮮人としての民族性ということに徹した教育をされるというような場合におきまして、これらの教育あるいはいわゆる各種学校の認可というようなことを持つてこられませんでした。これを許可することが適当であるかどうかという点とは非常に私はこれは問題であると思つております。〔中略〕朝鮮としての民族教育ということに徹した教育を日本の国土内で行なわれます場合、これを日本の法制のもとにおいて公認する、これに保護を与えるということはいかがであるうか、私としてはにわかに賛成しがたい、こういうふうを考えておるわけでございます」(一九六五年三月二十五日参議院予算委員会での愛知揆(文部大臣答弁))と述べています。明確に民族教育を否定する政府の方針が示されたわけだ。

しかし、現実にはその後も各府県の知事によって、朝鮮学校は各種学校として認められてきました。ですから、政府の通達は実際には骨抜きになつていたわけだ。

## 七 「国民教育」の枠組みを問い直す

今年大きな問題となつた国立大学受験資格の問題は、実はこのことと大きく関わつています。受験資格を認めないのは、朝鮮学校などは正規の学校ではないというのが日本政府の言い分であるわけだ。朝鮮学校は各種学校としての地位しか認められていないわけだが、日本政府はそれすら認めてこなかったのですが、教育内容からいって一条校と同レベルであると考えられるにもかかわらず、各種学校であるから大受験資格はないということになつていました。

朝鮮学校などを専修学校として認めたらどうかという意見もあります。しかし、学校教育法では、外国人の教育を目的とする学校は専修学校とはしない、ということが規定されています。我々も、専修学校の基準を当てはめて国立大学の受験資格を認めるべきでないか、と要求したことがあります。専修学校の基準で考えたら、日本にある外国人学校のほとんどは受験資格を認められていいわけです。ところが日本政府はそれすらしないのです。

なぜかはよくわからないのですけれども、この問題で文部科学省の役人と会つたある弁護士が言つておられたことがヒントになります。文部科学省の官僚によれば、一条校はもちろんです。専修学校も「国民教育」と位置づけられているらしいのです。こんなことは私も初めて聞いたのですが、専修学校も実は「国民教育」の一環だというのが文部省の立場のようです。

私に話をしてくれた弁護士は、自分は専修学校の理事をやっているが、そこに通っている学生の半分以上は外国人で、中国などからやってくる人が専修学校で勉強しているのだから、「国民教育」といったって、実態とは全然合っていない、と言っておられました。

しかし、日本政府の立場は、専修学校まで含めて「国民教育」であるということになっている。そういう学校に通っていれば、高等教育機関、国立大学に入る資格があるけれども、そうでないものについては高等教育を受ける権利は認められない、というのが、どうも現在の日本政府の立場であるようです。

そのことから明らかなように、「国民教育」という枠組みが根強くある。実態はそれとは相当かけ離れてきているにもかかわらず、政府の方針としては存在していて、「国民教育」の枠組みから朝鮮学校などの外国人学校は排除されているわけです。

外国人学校を「国民教育」の中に入れればいいんだということではもちろんありません。「国民教育」という枠組みそのものを問い直し、それを改めていくことが、これから我々に課せら

れた課題ではないかと考えております。

後半は舌足らずなことになりましたけれども、以上で私の話を終わりたいと思います。

(追記1)

二〇〇四年一月一九日付の文部科学省の告示によって、一二年の課程に満たないブラジル人学校の卒業者は、補習学校に通って年数を満たせば、大学受験資格を得られることになった。個別審査の対象として残ったのは朝鮮学校卒業者だけである。

(追記2)

京都韓国学園は、二〇〇四年四月から一条校となり、京都国際中学校・高等学校に名称を改める予定である。

水野直樹(みずの なおき) 京都大学人文科学研究所教授

専門は朝鮮近現代史。日本による植民地支配の問題に重点を置きつつ、朝鮮半島から日本や中国への人の移動についても研究している。外国人学校卒業者の国立大学受験資格問題に取り組んできた。関連論文に、「戦後史の中の民族学校」、『インパクション』第一三七号、二〇〇三年)がある。